

独立行政法人国立科学博物館の見直し内容

令和 7 年 8 月 29 日
文 部 科 学 省

1. 政策上の要請及び現状の課題

(1) 政策上の要請

独立行政法人国立科学博物館（以下「本法人」という。）は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的としている。本法人は自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、我が国の主導的な博物館として、人々が地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献することを使命としており、そのため、地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明や、ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承、並びに人々の科学リテラシーの向上に取り組んでいる。

近年、博物館の役割は世界的に高まっており、令和 4 年の ICOM（国際博物館会議）において、包括性、多様性、持続可能性、コミュニティなどの文言がミュージアムの定義に加えられ、社会的な課題解決も博物館の目的の一つであることが確認された。また、国内では、同年の「博物館法」の改正、令和 5 年の施行により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する博物館には、他の博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館の事業の充実のための協力が努力義務化された。令和 2 年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」においても、文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となっている。

令和 5 年度を始期とする「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」では、中長期目標は第 1 期から踏襲しつつ、重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられた。

また、令和 5 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」が掲げられ、その実現のためのロードマップが示された。

さらに、令和2年に改正された「科学技術・イノベーション基本法」と同法に基づき策定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」において、科学技術の振興のみならず、社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知」の創出・活用により、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する方向が示された。

（２）現状の課題

本法人は、以下に示すような現状課題に対応していくことにより、様々な社会的諸要請に応え、自然科学及び社会教育の振興だけでなく、文化振興の観点からも施策を実施することが求められる。

- ・引き続き、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。）及び公衆への供覧等を行うこと。
- ・生物多様性の保全や豊かで質の高い生活の実現などの政策課題や社会的要請等を踏まえ、新たな知の創造のための源泉・苗床として、地球と生命の歴史、科学技術の歴史を解明していくこと。そのために、自然や人類の営みの成果である科学技術を対象とし、歴史という時間的ファクターを踏まえた実証的研究を推進するとともに分野横断的な総合研究の推進に努めること。
- ・科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積に向け、科学的再現性を担保する物的証拠として、あるいは自然の記録や人類の知的活動の所産として、自然史資料や科学技術史資料を継続して収集することにより、ナショナルコレクションを体系的かつ戦略的に構築し、人類共通の財産として将来にわたって確実に継承すること。また、オープンサイエンスの推進に向け、その情報を積極的に発信し、活用に供することにより、科学情報を共有する文化を醸成していくこと。
- ・国内各地域の科学系博物館や大学等と連携協働しながら、調査研究及び標本資料の収集を通じて蓄積された知的・物的資源を、展示・学習支援事業などの博物館ならではの方法で社会に還元していくこと。これにより子供から大人まで生涯を通じた国民の科学リテラシーの向上を図り、国民に支持される科学を築いていく土壌を醸成すること。また、国民の科学リテラシーの向上を促す人材を育成していくとともに、全国各地における科学系博物館活動の活性化につなげ、以上の成果を我が国のレガシーとして継承していくこと。
- ・改正された「博物館法」を踏まえ、標本資料の貸出しや人材の育成、他の博物館の事業の充実のための協力といった、自らのリソースを活用した全国の博物館への支援等や、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の

推進に関する法律」の要請を踏まえ、文化資源保存活用施設の設置者の求めに応じて、情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置の実施に必要な助言その他の援助等を行うこと。

2. 講ずるべき措置

(1) 中期目標期間

本法人は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的として事業を実施しており、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標期間は5年とする。

(2) 中期目標の方向性

今中期目標期間に行ってきた事務・事業を継続して実施することを基本とし、以下の内容については、次期中期目標において重点事項として位置付ける。

○調査・研究の推進及び外部との連携・協力等

生物多様性の保全や持続可能な社会の実現等の政策課題や社会的要請等を踏まえ、新たな知の創出のための源泉・苗床として、地球と生命の歴史、科学技術の歴史を解明する。そのために、自ずとあるいは人為的に変化する自然や人類の営みの成果である科学技術を対象とし、過去から未来への時間軸を踏まえた実証的研究を推進するとともに、分野横断的な総合研究の推進に努める。また、国内外の関係機関等と連携・協力し、その成果等について積極的に発信する。さらに、外部資金を活用した研究の推進に一層取り組む。

○ナショナルコレクション等の活用

所蔵標本・資料のデジタル化、データベース化を促進し、利活用を図るとともに、オープンサイエンスの推進に向け、本法人の有する基礎的情報を積極的に発信し、活用に供することによって科学情報を共有する文化を醸成する。さらに、全国の科学系博物館等で所有している標本・資料についても、関係機関と連携して的確に把握し、国内外に向けて積極的に発信する。

○人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援

展示事業においては、新しい科学技術や研究成果を踏まえた常設展示となるよう、展示更新等にも積極的に対応する。また、地域博物館等との連携による

巡回展示等も積極的に展開することで、地域振興にも貢献する。さらに、幅広い人々の科学リテラシーの向上に資するよう、自然科学以外の分野とも連携するなど、多様な展示を実施するとともに、対面でのサイエンスコミュニケーションにかかる人材養成だけでなく、オンラインなどを活用してサイエンスコミュニケーションを学ぶ機会を広く展開することで、科学博物館からの直接的なアプローチにとどまらず、間接的に全国規模での科学リテラシーの向上に資する。

○業務運営に関する事項

館長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、今後本法人を取り巻く環境の変化等に的確に対応するための業務改善や柔軟な組織体制の見直しとこれらに必要とされる職場環境を整備するとともに、長期的な視点に立って人材育成に取り組むなど、適切な業務運営に努める。

○財務内容に関する事項

調査研究、標本資料の収集・保管、展示・学習支援等の様々な事業を高い質で継続的に実施するためには、適切な運営費交付金や施設整備費補助金の確保は必要不可欠であるが、本法人の活動の安定化と一層の充実・強化に向け、多様な財源のより一層の確保に努め、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。